

A37 医療法人の設立については、所有資産などの要件があります。

【解説】

医療法人制度は、医業の非営利性を損なうことなく法人格を付与することにより、医療機関に永続性を与え、資金の集積を容易にすることで医療機関経営の困難を緩和するためのものです。そのため、医業に従事することができる者が医療法人を設立する必要があるため、医療法人を設立する設立者に、一定の要件を設けています。

1. 資産要件(医 41・医規 30 の 34)

都道府県によって対応は異なりますが、医療法では医療法人はその業務を行うにあたり必要な資産を有していなければならないと規定されています。第 5 次医療法改正により、医療法施行規則第 30 条の 34 が改正され、従来の自己資本比率 20% の基準は廃止され、医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務を行うため必要な施設、設備、又は資金を有しなければならないとされました。

資産要件に対して、医療法人設立認可権者である都道府県知事によりその対応は異なりますが、医療法人設立認可申請に際して、2 ヶ月以上の運転資金の拠出を資産要件として設けている都道府県もあります。これは、窓口収入を除く保険診療収入が、およそ2 ヶ月後にしか入金されてこないため、その間の運転資金を確保しておく必要があるからです。

2. 医療施設の所有形態

医療施設の所有形態については、厚生省健康政策局長通知(昭 62 年 6 月 26 日 健政発第 410 号)において、「医療法人の土地、建物などは法人が所有するものであることが望ましい」とされています。しかし、賃貸借契約による場合でもその契約が長期間にわたるもので、かつ、確実なものであると認められる場合には、医療法人の設立認可が認められることとされています(厚生労働省医政局長通知 平成 19 年 3 月 30 日 医政発第 0330049 号「医療法人について」)。平成 19 年 3 月 31 日以前は、厚生省健康政策局長通知(平 2 年 3 月 1 日 健政発第 110 号)の医療法人運営管理指導要綱において、「賃貸借契約期間は医業経営の継続性の観点から、10 年以上の賃貸借契約が望ましい」とされていましたが、平成 19 年 4 月 1 日以降は長期間確実であれば良いとされました。

また、土地、建物を医療法人の理事長又はその親族等以外の第三者から賃貸する場合には、当該土地、建物について賃貸借登記をすることが望ましいこととされています。また、借地借家法(平成 3 年 10 月 4 日法律第 90 号)に基づき、土地、建物の所有権を取得した者に対する対抗要件を具備した場合は、賃貸借登記がなくても、当該土地、建物の賃貸借を認めても差し支えないこととされています。

なお、賃貸料については、近隣の土地、建物等の賃貸料と比較して著しく高額なものである場合には、法第 54 条(剰余金配当の禁止)の規定に抵触するおそれがあるので注意して下さい。都道府県によっては、認可申請の手引きで賃貸料の上限を定めているところもあります。